

保 発 0930 第 5 号
令和 8 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
の公布について

本日公布された「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 8 年政令第 320 号）により、「健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）」附則第一条第四号に掲げる規定は、令和 9 年 3 月 1 日から施行することとされたため、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。